

【飲食店ブース出店要項・留意事項】

1. 概要

イベント名称:	たかつき万博2020
日時:	2020年10月11日(日)10:00~17:00 ※7:00から設営開始 ※雨天中止
場所:	史跡嶋上郡衙跡西仮設広場(高槻市郡家新町 35)
募集店舗数:	30店舗 ※出店店舗による飲料類(アルコール・ソフトドリンク)の販売禁止にご理解いただける店舗
運営協力金:	10,000円 ※雨天の場合も返却いたしません。
出店区画サイズ:	3m×3m(1区画) ※テントの設営は必須です。用意が難しい場合、3000円で貸出いたします。その他備品の貸し出しを行います。事前予約が必要。 ※ブースの裏に車一台分の駐車スペースをご用意します。イベント開催時間中の車両の出し入れはできません。 ※出店区画場所は高槻青年会議所にて割り当てさせていただきます。
申込方法:	下記担当者までご連絡いただいた上で、申込書を下記ファックス番号までお送りいただくか、メールアドレスまでお送りください。 担当者名:一般社団法人高槻青年会議所 松本光隆 連絡先:080-1463-2870 ファックス:072-671-8234 メール:mm08014632870@docomo.ne.jp
出店者説明会:	2020年9月14日(月)18:00より、高槻市民会館402号室にて行います。運営協力金はその際、現金支払いとなります。 出店には、説明会の参加が条件となります。

この催しは、まちづくりを目的としたものです。単に利益追求を目的として出店はお断りいたします。イベントの趣旨をご理解いただいた上でご参加ください。

2. 安全対策について

- (1) 出店者は、出店区画内の安全管理を行ってください。
- (2) 来場者と出店者や出店者間のトラブルは、当事者同士にて解決してください。高槻青年会議所は関与しません。
- (3) 会場施設等を破損若しくは損傷させた場合の修繕等に係る費用は、当事者にご負担いただきます。

3. 駐車・搬入について

- (1) 会場内への搬入時間は、7:00～9:00となりますので、時間内で商品等の搬入完了をお願いします。
- (2) 車両の乗り入れによる商品等の搬入経路は、別途地図を確認してください。
- (3) 車両での搬入には「出店許可証」を入り口スタッフに提示し、スタッフの誘導に従ってブースまで車を移動してください。
※提示がない場合、他の受付が終わるまでお待ちいただくことがあります。
- (4) 会場内は、必ず最徐行で運転してください。
- (5) 車両の搬入及び搬出時間については、高槻青年会議所が定めた時間内のみ可能です。

4. 販売行為について

- (1) 出店者は、高槻青年会議所が定めた出店区画内においてのみ販売及び広報等を行うことができます。
- (2) 出店者は、高槻青年会議所の承認なしに、出店に関する一切の権利及び義務を他に譲渡・委託しないでください。
- (3) 完売の場合であっても、途中退場はご遠慮ください。

5. 備品等について

- (1) 主催者側で無償提供している備品はございませんので、出店に必要な備品はご用意ください。
- (2) ブース内の地面へは、各自ご用意の上、ブルーシートを設置してください。
- (3) 電源機器を使用する場合は事前にお申し出ください。使用機器の種類及び消費電力等について事前に申請のうえ、高槻青年会議所の了解を得た機器のみ使用可能です。
機器によってはお使いいただけない場合があります。
また、開催当日、事前申請以外の機器は一切使用いただけませんのでご了承ください。

6. ごみについて

- (1) 出店者は自らの出店区画内にごみ袋を設置し、出店者のごみの管理を行い、周辺の清掃を心掛けるとともに、終了後は、必ずそのごみを持ち帰るようお願いいたします。
- (2) 来場者のゴミについては会場内のエコブースをご案内ください。

7. 販売品について

- (1) 飲食物の提供の際には、8「食品衛生・食品表示について」、9「提供メニューについて」の注意事項を確認してください。
※アルコールやソフトドリンクなどの提供は不可能です。飲料類は主催者による販売とさせていただきます。
- (2) つまようじ等の先の鋭いものを使用した販売品は禁止とします。
- (3) 出店者は、販売する商品を出店応募時に申し出てください。イベント当日、やむを得ない事情により変更する場合は、速やかに高槻青年会議所に相談、報告をお願いします。申し出されていない商品を販売している場合は、商品によっては、高槻青年会議所から販売中止や退場を命じ

る場合があります、それにより生じた損害は補償しません。

- (4) 高槻青年会議所は、開催時間中、会場内の安全管理にあたりますが、天災や不可抗力の原因等により生じた販売品、展示品及び備品等への損害・滅失・盗難等に関して責任を負いません。
- (5) 出店者は、商品の管理を行い、売れ残り商品やごみ類はすべて持ち帰っていただくようお願いします。
- (6) 販売した商品に関して発生した事故やトラブルについて、その責任は全て出店者に帰することとします。
- (7) 提供していただく品目は基本 2 品までとさせていただきます。

8. 食品衛生・食品表示について

- (1) 高槻市保健所への申請は、高槻青年会議所側でまとめて臨時出店届を保健所に提出いたしません。
- (2) 食品を販売・調理する際は、出店者の責において食品表示法及び食品衛生法その他関係法令を遵守するようお願いします。
- (3) 食中毒防止の観点からおにぎり等米飯類、サンドイッチ、すし、弁当類、生ものなどの販売はできません。原則、現場で加熱調理した食品のみ販売可能です。※詳しくは「提供メニューについて」の項目を参照してください。
- (4) 販売商品は、許可を受けている施設で製造・包装するようお願いします。
- (5) 営業許可証の写し(撮影画像可)を事前に担当者に提出をお願いします。
- (6) イベント当日に行政機関の立入りや検査が実施された場合、これに協力をお願いします。
- (7) 現場調理する店舗についての注意事項
 - ① 調理スペースの下にはシートを敷き、地面を汚さないよう御配慮ください。シートは各店舗で御用意をお願いします。
 - ② 清潔な調理器具を使用し、汚染された恐れがある場合は交換してください。
 - ③ 従事者は清潔な衣類を着用し、従事する前および必要時には、アルコールスプレー等で必ず手指の洗浄・消毒を行うようお願いします。
 - ④ 健康状態の不良、手指の傷などがある方は、従事を控えるようお願いします。
 - ⑤ お金を扱う人と食品を扱う人を分けるようお願いします。
 - ⑥ 異物混入やいたずらを防ぐため、常に従事者を店に置いてください。
 - ⑦ 必ず販売当日に調理し、販売時に充分加熱し、過量の作り置きは行わないようお願いします。
 - ⑧ 調理した食品は約50gを検食として回収しますので、当日の案内に従ってご提出をお願いします。

9. 提供メニューについて

- (1) 提供可能なメニュー
 - ① 原則、店舗内で中心部まで加熱してすぐ販売するもの
 - ② 販売中、常に加熱しながら販売するもの

- ③ 市販している包装品をそのまま販売するもの
- (2) 提供可能なメニューの例
- ① 煮物類: おでん、煮込み、豚汁等
 - ② 焼き物類: 焼きとり、焼き餃子、ホルモン焼き等
 - ③ お好み焼き類: お好み焼き、いか焼き、葱焼き、たこ焼き等
 - ④ 茹物・蒸物類: じゃがバター、蒸し餃子、蒸ししゅうまい等
 - ⑤ 麺類: 焼きそば、ラーメン、うどん、そば等
 - ⑥ 揚げ物類: 串カツ、フライドチキン、フライドポテト、からあげ等
 - ⑦ ドック類: アメリカンドック、ホットドック類
 - ⑧ 酒類: 日本酒、ビール、焼酎等
 - ⑨ 喫茶類: かき氷、清涼飲料水、甘酒、ぜんざい、しるこ、コーヒー、紅茶、あめ湯等
 - ⑩ 焼菓子類: 回転焼、クレープ(クリーム類を包み込むものは除く)、せんべい、ベビーカステラ、五平餅、焼き餅、かた焼、鯛焼等
 - ⑪ 揚菓子類: ドーナツ、フライまんじゅう等
 - ⑫ まんじゅう類: 焼きまんじゅう、蒸しまんじゅう等
 - ⑬ あめ菓子類: ベっこう飴、りんご飴等
- (3) 提供できないメニュー・調理の例
- ① 提供する直前に加熱しない食品の調製・提供(サンドイッチ、冷やしうどん、刺身等)※かき氷等を除く
 - ② 原材料の一次加工(材料の洗浄、材料のカット、氷をくだく等)
 - ③ 加熱後の調理行為(例: 加熱したものを包丁等でカット、加熱した食品同士を組み合わせる等)
 - ④ 複雑な器具を使う調理行為(シェイカーでカクテルをつくる等)
 - ⑤ フルーツやクリーム類(生クリーム等)を盛り付けること
 - ⑥ アイスクリーム類の小分け
 - ⑦ 米飯や牛乳の取扱い
 - ⑧ 果物を搾る行為(フレッシュジュースの調製等)
- (4) その他提供メニューについて不明な点があれば、担当者までお問い合わせください。

10. 火気について

- (1) 会場内で火気器具等(ホットプレートやIH等の電気調理器具も含まれます。)を使用する出店者は、担当者に必ず報告し、出店区画内に消火器を設置してください(出店者様持参)。報告なく火気を使用した出店者には、退場を命じる場合があります、それにより生じた損害は補償しません。
- (2) 火気器具や燃料等火気類の取扱いは、十分に注意し、出店者の責において管理してください。
- (3) 電源の用意はありません。発電機の持ち込みは可能ですが、事前の申請が必要です。
- (4) 風対策が必要な場合の風防などは、各店舗で御用意してください。
- (5) 消防署への届出は高槻青年会議所にて行います。火気を使用する店舗は、消防法その他関係法令を遵守してください。

(6) イベント当日に行政機関の立入りや検査が実施された場合、これに協力してください。

11. 天候等による中止の判断について

(1) 原則雨天中止とします。対応は以下の通りとなります。

① 雨天の場合、開催日の午前 6 時の時点の天候を元に決定します。

② 開催日に大雨、暴風及び洪水等の注意報又は警報が発令される見込みがある場合は前日に中止判断する場合があります。

(2) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況または地震等自然状況から安全に開催することが困難と判断される場合は、中止することがあります。

(3) 開催途中であっても、開催継続することに支障がある場合は、途中で中止することがあります。

(4) これら中止の判断は、来場者及び出店者の安全を最優先に高槻青年会議所にて行います。

(5) 中止とした場合、高槻青年会議所は速やかに出店者並びに関係者に連絡し、ホームページ等で周知するとともに、会場に中止の案内等を行います。ただし、台風や暴風等の場合は、この限りではありません。

(6) 中止により生じた損害は補償しません。

12. 新型コロナウイルス等の感染症予防対策について

(1) 出店者を含めた来場者全員に検温を行います。検温時37.5度以上の方についてはご参加いただけません。※参加できないことによる運営協力金の返金は致しません。

(2) 各ブースにアルコール消毒液を設置し、使用するよう请您してください。

(3) 実施時間中はマスクの着用をお願いします。

(4) 出店者同士、来場者との物理的な距離を適度に保つよう请您にしてください。また、密にならないようご案内を合わせてお願いします。

(5) 金銭授受時にはトレイによる受け渡しなどを実施してください。

(6) 手指消毒のために1時間に一度スタッフがブースまでお伺いいたしますので、ご協力ください。

13. その他

(1) 出店者は、終了後、直ちに、売場のテント等備品を撤収し、区画周辺の清掃を行ってください。

(2) 主催者の指示に従わない場合、他に迷惑をかける行為を行った場合などは、退場を命じる場合があります、それにより生じた損害は補償しません。

(3) 出店販売における不測の事態が起こった場合、出店者と主催者の両者で対応することとします。

(4) 会場内及び会場内に置いていただくご自身の車両内は禁煙です。

(5) 説明会実施後の出店キャンセルの場合は、返金はいたしません。

以上